

## 議第192号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1戸籍法（以下この表において「法」という。）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項を次のように改める。

戸籍法（以下この表において「法」という。）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	本市以外の者が設置する端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって証明の申請に用いるものをいう。別表第2及び別表第3において同じ。）により申請をする場合	1 通	250	円
	その他の場合		450	

別表第2(1)の項を次のように改める。

(1)	地方税法（以下この表において「法」という。）第20条の10の規定に基づく納税証明書の交付	本市以外の者が設置する端末機により申請をする場合	1 通	250	円
	その他の場合			350	

別表第3中

<p>法第12条第1項、第12条の3第1項（法第30条の51の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この表において同じ。）若しくは第2項若しくは第12条の4第1項（法第30条の51の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく住民票の写しの交付又は法第20条第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付</p>		<p>350</p>	<p>を</p>
<p>法第12条第1項、第12条の3第1項（法第30条の51の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この表において同じ。）若しくは第2項若しくは第12条の4第1項（法第30条の51の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく住民票の写しの交付又は法第20条第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付</p>	<p>本市以外の者が設置する端末機により申請をする場合</p>	<p>250</p>	<p>に、</p>
<p>その他の場合</p>	<p>350</p>		
<p>法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付</p>		<p>350</p>	<p>を</p>
<p>法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付</p>	<p>本市以外の者が設置する端末機により申請をする場合</p>	<p>250</p>	<p>に改</p>
<p>その他の場合</p>	<p>350</p>		

める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

証明に係る手数料を改定する必要があるので提案する。